

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第5条第8項に規定する「総合化事業計画」の認定に係る同意に関する基準（大分市同意基準）

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第5条第8項の規定に基づき、農林水産大臣から市長に対し、本市の市街化調整区域内における総合化事業計画の認定に係る協議があった際は、同計画に記載の予定建築物が関係法令及び次に掲げる基準に適合するものに限り同意するものとする。

1) 都市計画法に基づく開発許可、建築許可申請者等

- ①都市計画法に基づく開発許可、建築許可申請者は、総合化事業計画認定申請者と同一者であること。
- ②六次産業化法第5条第1項に規定する総合化事業計画が農林水産省九州農政局と協議・調整がなされており、認定の見込みが確実であること。
- ③総合化事業計画は、本市の農林水産漁業に係る諸計画に整合したものであり、本市の農林水産部局と協議・調整がなされたものであること。

2) 予定建築物等

- ①総合化事業計画の予定建築物は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）第2条に規定する農林水産物等の販売施設並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第2号及び第34条各号並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号に該当するものであること。
- ②農林水産物等の販売施設の規模等は、平成23年2月28日付け農林水産省・国土交通省告示第1号第2条第3号及び第4号の規定に適合すること。
- ③予定建築物の立地に伴い、新たな^{*}公共施設整備を伴わないこと。

※公共施設（都市計画法第4条）道路、公園、下水道等

3) その他

都市計画法に基づく開発行為及び建築行為の許可申請については、同法の許可基準に従うこと。

（施行期日）

この基準は、平成29年 7月 1日から施行する。